

光市産前・産後サポーター派遣事業に係る委託事業者募集要領

1 委託業務名

光市産前・産後サポーター派遣業務委託

2 業務の概要

妊娠、出産又は子育てに関する悩みや困りごとを抱える妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）に対し、相談支援を行う産前・産後サポーター（以下「サポーター」という。）を派遣することにより、家庭や地域での孤立感を解消し、子どもを安心して産み育てやすい環境の整備を図る。

3 業務の仕様

別添「光市産前・産後サポーター派遣業務仕様書」のとおり

4 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 光市内又は隣接市域に活動拠点となる事業所があり、かつ、利用者の派遣要望に応えることができるスタッフを有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められる介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又はこれと同等の能力（家事代行事業の3年以上の実績等）を有する者。
- (2) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、市の指示に柔軟に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告の日から本業務の契約締結の日までに、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5 業務開始までの流れ

- (1) 申請
- (2) 書類審査
- (3) 審査結果通知
- (4) 契約
- (5) 業務開始

6 応募（申請）の概要

- (1) 提出場所：光市総合福祉センター あいぱーく光
光市福祉保健部子ども家庭課
- (2) 提出方法：持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出すること。

※書類の受付等は、光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

- (3) 提出書類：提出部数 1部
 - ア 光市産前・産後サポーター派遣業務委託事業者申請書（様式第1号）
 - イ 添付書類
 - （ア）事業者概要（様式第2号）
 - （イ）定款、規則（会則）など事業者概要のわかる書類の写し（任意様式）
 - （ウ）指定書（写し）または実績報告書（任意様式）
- (4) 注意事項
 - ア 申請に要する費用は、事業者の負担とする。
 - イ 提出された書類については返却しない。
 - ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (5) 審査結果通知
提出書類に基づいて審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託者と決定し契約を締結する。審査結果は事業者に通知する。

7 担当部局

担当部署：福祉保健部子ども家庭課

住所：〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター あいぱーく光

電話：0833-74-3009 FAX：0833-74-3034

電子メール：kodomokatei@city.hikari.lg.jp